
平成 27 年度 事業報告書及び財務諸表

自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日

1. 平成 27 年度 事業報告書

2. 平成 27 年度 財務諸表

＜参考＞ 平成 27 年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)

3. 監事「監査報告書」(写)

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 平成 27 年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
---	-------	---

Ⅱ 事業実施状況

1.	容り法に基づく“再商品化業務”の実施	11
2.	再商品化業務の一層の改善と円滑化	14
3.	容り法の適正な遂行と運用の厳格化	19
4.	市町村への資金拠出を実施	21
5.	商工会議所・商工会への業務委託	22
6.	容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開	23
7.	関係主体間の共創の推進	26
8.	事務局業務の改善と省資源・省エネ活動	28
9.	公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	29

Ⅲ 会議開催状況

1.	第 1 回定時理事会・定時評議員会	30
2.	第 1 回臨時理事会	33
3.	第 2 回臨時理事会	33
4.	第 2 回定時理事会・臨時評議員会	34
5.	監事会	36
6.	常設委員会	37
7.	再商品化見通し等報告会	39
8.	その他諸会議等	40

Ⅳ 組織（平成 28 年 3 月 31 日現在）

1.	組織図	41
2.	役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	42
3.	常設委員会の委員	44

2. 平成 27 年度財務諸表

(1)	貸借対照表	53
(2)	正味財産増減計算書	54
(3)	正味財産増減計算書内訳表	56
(4)	キャッシュ・フロー計算書	58
(5)	財務諸表に対する注記	60
(6)	附属明細書	62
(7)	財産目録	63
<参考>	平成 27 年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	64

3. 監事「監査報告書」（写）

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書（写）」

別紙 1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	49
別紙 2	平成 28 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 27 年度）	51

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という）第 21 条に基づく指定法人として、同法第 22 条に規定する業務（以下、「再商品化」という）を行っている。加えて、当協会定款第 5 条に定める“再商品化事業の推進に資するための諸事業”では、公益財団として幅広く行う情報収集・提供、調査研究活動、講演会・説明会、関係機関との交流・協力のほか、当協会の目的を達成するために必要な事業を展開している。

現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙、④プラスチック）毎に分別収集及び選別を行い、引取基準に合った収集物（＝分別基準適合物）を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された分別基準適合物を、再生原料（紙、ガラスびん）や再生樹脂（PETボトル、プラスチック）に加工したり、化学的処理による高炉還元剤化やコークス炉化学原料化等（プラスチック）の「再商品化」（リサイクル）を行っている。

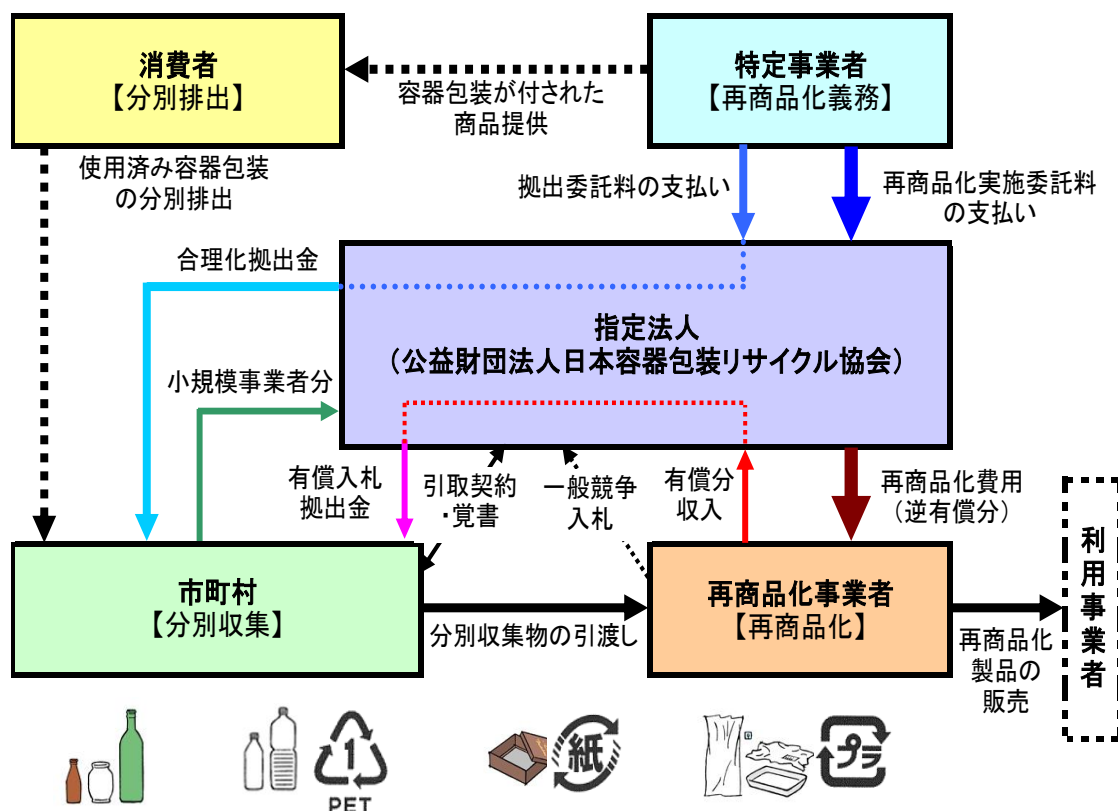
更に、当協会では、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において、容リ制度の見直し審議に必要な各種資料や情報を、適宜、主務省庁に提供した。

なお、本報告書では、当協会の業務を広く一般の方々にもご理解頂くために、「再商品化」を初めとする専門的用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えるよう努めている。例えば、「再商品化」という言葉については、ほぼ同義語とされる「リサイクル」という言葉も多く併用している。

I 総括的概要

当協会は平成 27 年度において、4つの素材で製造・利用及び輸入されている容器や包装の再商品化（リサイクル）を実施した。また、当協会業務を実施するには、法令遵守の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。

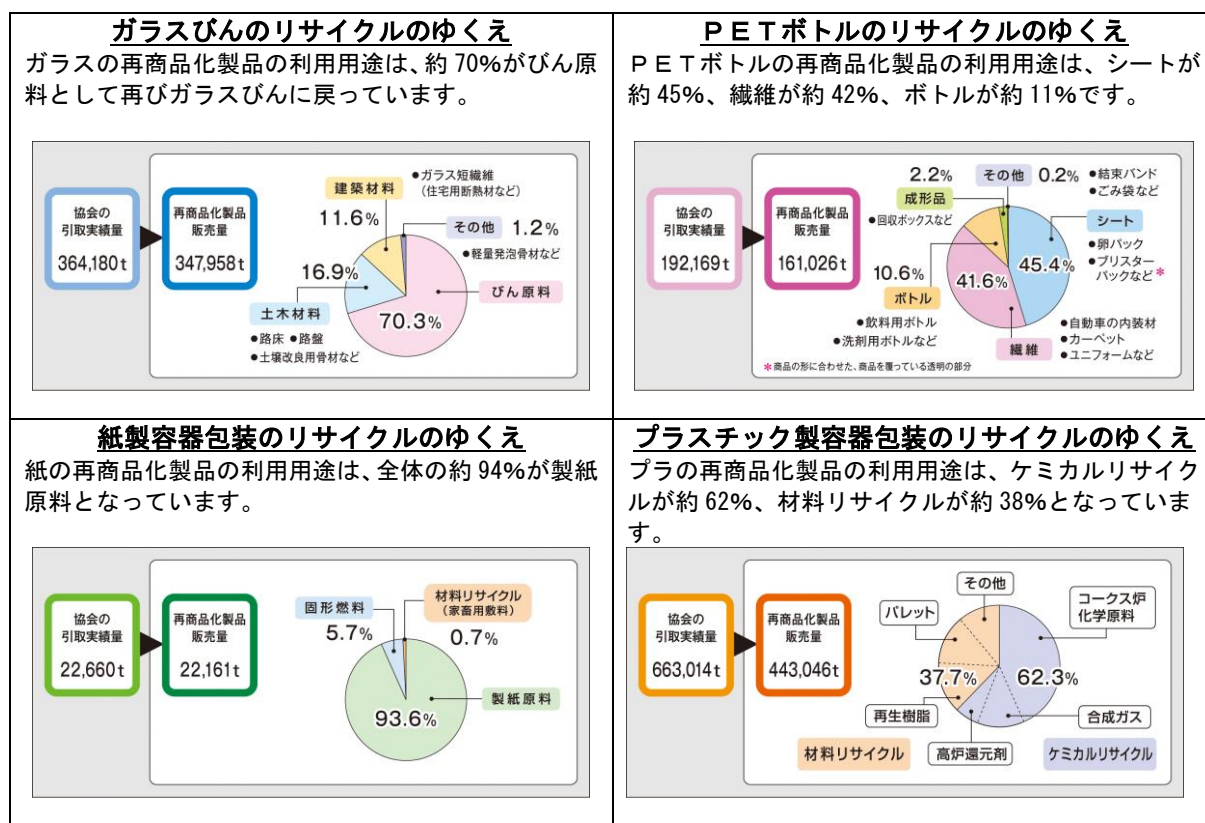
1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施



この事業スキームは、容リ法に基づく“再商品化の流れ”を整理したものである。ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックの4つの素材による「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法第11条～第13条に規定される“再商品化義務”（＝容器包装のリサイクル義務）を履行しなければならない。

このため、当協会は、容リ法第21条に基づく指定法人として、リサイクル義務のある特定事業者から、義務履行の代行に要する費用として支払われた“再商品化委託料”をもってリサイクルを行った。平成27年度に、当協会に義務履行の代行を委託した特定事業者（28年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、80,059社（26年度は78,430社）であった。

なお、素材毎のリサイクルのゆくえは、次の通りである。



2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なりサイクルのための社会的コストの適正化

～平成28年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況～

当協会では、平成28年度入札に参加を希望する再商品化事業者を、27年7月に募集した。個別事業者毎に行う登録の審査・判定については、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎審査は、債務超過等の状況にある事業者について、必

要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

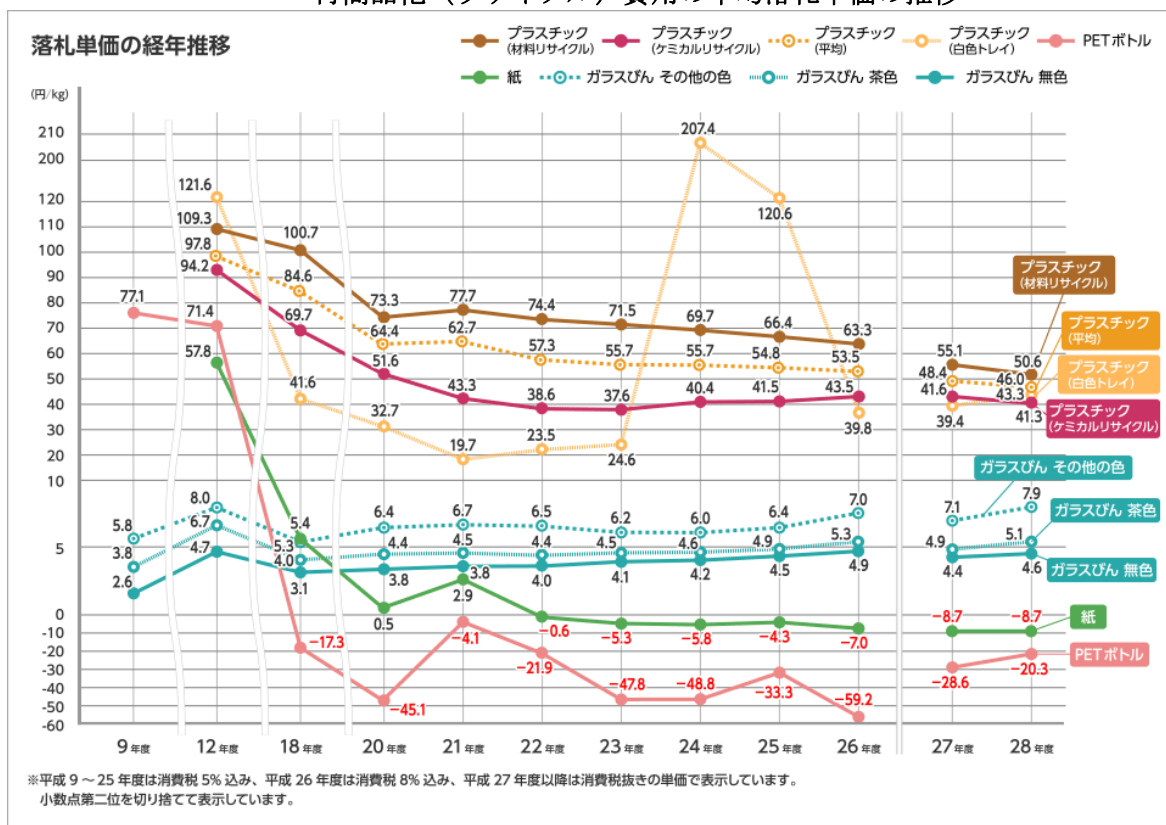
＜入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移＞

当協会では、登録審査に合格した事業者を対象に、平成27年12月～28年1月にかけて、市町村保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの28年度落札事業者（ガラスびん56社、PETボトル＜上期＞47社、紙46社、プラスチック52社）を決定し、28年度の再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては後述（詳細は、18ページに掲載の別項（Ⅱ-2-（4））参照）のとおり、年間2回の入札を行うため下期入札は、28年9月末までに実施契約を締結すべく、28年6月～7月（予定）に改めて入札選定を行うこととなる。このため、次表に掲載している28年度のPETボトルの平均落札単価は、上期落札分である。

素材毎の落札結果などの詳細は、P14～P15参照。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



（2）引き取りバール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施する等、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分かれている。

とりわけ、容り法の対象素材の中でも圧倒的なボリュームを占める「プラスチック製容器包装」については、平成27年4～10月に調査を実施した結果、容器包装比率が85%を下回るDランクが3件（昨年5件）、破袋度評価がDランクの

市町村は25件（昨年23件）と、昨年同様に改善が進んでいない。また、ライター、電池等禁忌品（きんきひん）の混入については、むしろ悪化しており喫緊の課題となっている。

再商品化事業者において実施されるこの調査への市町村の立会率は約61%（前年度60%）となっており、ベール品質調査への市町村の関心は依然として高い。



ベール品質調査実施風景



市町村担当者への講習風景

こうした品質調査に加えて、当協会ではプラスチック製容器包装のベール(＝分別収集したものを圧縮梱包したもの)の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」(テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施しており、27年度は15市町村等で開催し352名の参加があった。

出前講座では、市町村担当者の自主的勉強会の教材として作成しているDVD「プラスチック製容器包装“ビデオ出前講座”」を視聴し、積極的な活用を推奨した。

また、ベールへの禁忌品混入が一向に改善しない現状を踏まえ、27年9月に消費者向け啓発DVD「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで!」を作成した。

このDVDを全国の市町村及び一部事務組合に配布したほか、28年度事業に関する市町村説明会や前述の出前講座などで放映し、混入防止に向けた住民への普及啓発をお願いした。

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

①プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装では、環境負荷データの報告・公表を年次報告として継続したが、その際、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ*等の見直しを実施し、必要な箇所の再計算と確認を行った。

*インベントリーデータとは、ライフサイクルの各段階における資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータを意味する。

②PETボトル

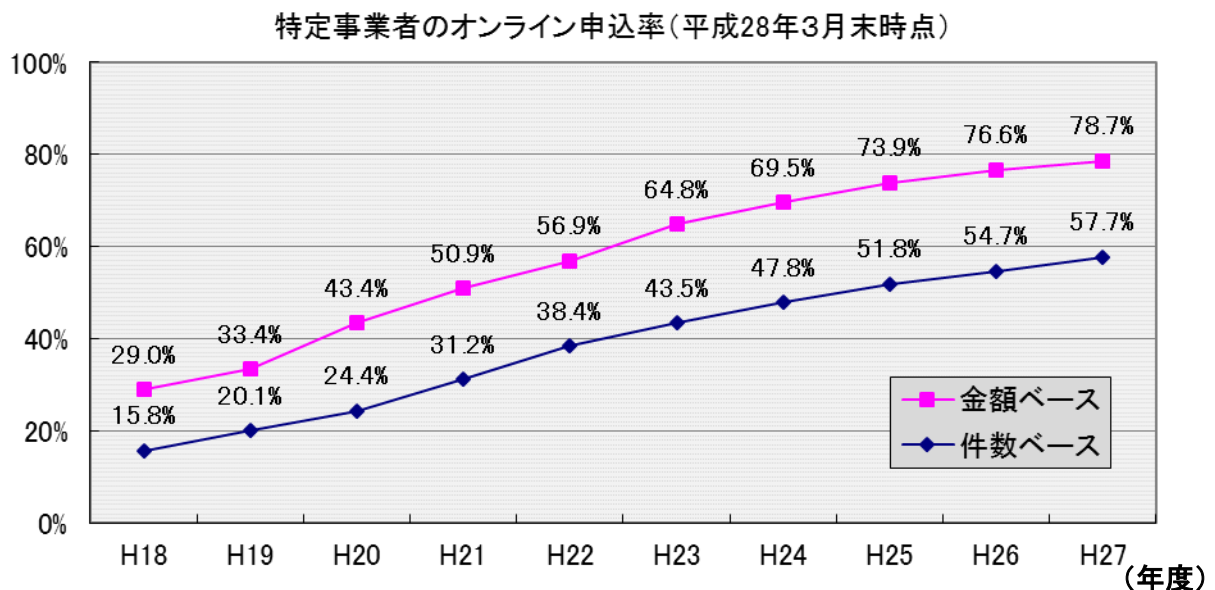
PETボトルについては、使用済みPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等について、関連団体とも連携し幅広い層への情報発信を行うべく、今後の情報発信の在り方等の方向性を検討した。具体的には、前回調査（＝平成25年度公表の“使用済みPETボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析”＜対象は23年度＞）を踏まえて、分別収集から繊維などの再商品化製品利用製品の加工工程までを通して、リサイクルした場合・しなかった場合との比較分析を28年度に行うための準備作業としての情報整理を行った。

③ガラスびん

市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管並びに再生処理事業者での再商品化に伴う環境負荷についてデータ収集・分析を行い、ガラスびんリサイクルにおける環境負荷低減効果を明確にした。

（４）オンライン申込みの促進による業務の効率化

当協会の基幹システムREINSによる、特定事業者からの再商品化委託申込みは、システム導入の平成18年度以降、継続して伸びている。27年度迄のオンライン申込率の推移を見ると、委託料金ベース・申込数ベースともに右肩上がり推移している。



3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

（１）不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の維持・強化

平成27年度の危機管理実績の一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動7件（前年度9件）、業務改善指示が8件（同17件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての指導票を28件（前年度28件）発信する等、危機管理の

各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、27年度は6件（同9件）の実績となっている。日常的には、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、当協会「危機管理規程」に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

なお、年度当初に開催した内部研修『危機管理セミナー』では、男女雇用機会均等法の法的側面を中心として“職場内でのセクハラ・パワハラの防止”と題して、中央国際法律事務所弁護士の森嶋裕子氏からの講義を受け、事業主の義務、加害者の法的責任等細部に亘って指導を受けるとともに、協会内の関連諸規程である「就業規則」「倫理規程」「公益通報者保護に関する規程」等について、事務局役職員全員に改めて説明をし、周知徹底を図った。

（２）再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者との“再商品化実施委託契約書”記載事項の順守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実・効率化を通じて、当協会による事業者管理体制を強化した。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めた一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」並びに「現地確認の実施」を徹底した。また、事業者管理の強化のために、従来、一律的に行って来た再商品化事業者への検査訪問頻度を、再商品化事業者の実態に応じてメリハリをつけて対応した。

また再商品化事業者に係る登録審査結果や不適正行為等に対して当協会が発動する措置に関する「不服申立窓口」を設置した。

（３）再商品化義務の不履行事業者への対応

当協会では、リサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、①国の行うただ乗り事業者対策の基礎資料として、国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出、あるいは、②前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請、更には、③過年度分の申込等が漏れている事業者に対するフォロー、④再商品化義務履行者リスト（委託料金完納事業者リスト）の当協会ホームページへの掲載等、種々の対策を講じた。

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている大口事業者11社に対しては、当協会の顧問弁護士名での法的措置を念頭に置いた支払い督促を行い、10社から分割払いを含め支払う旨の意思表示があった（約3,200万円）。

27年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、475社（26年度は465社）から約7億4,400万円（26年度は約6億9,600万円）となった。

4. 市町村への資金拠出を実施

容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」（平成20年4月～）によって、関係する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）へ拠出した総額は、20～22年度分は約93～100億円であったが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた23～25年度分は約19～24億円にとどまった。2回目の拠出金算定ベースの見直しが行われた26年度分は約14億円となっている。

また、PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの一部の再商品化に係る有償入札に伴う収入分については、引き続き、関係する市町村等に対して、“引き取り量”及び“落札単価”に応じた資金拠出を実施した。27年度は、1,145市町村等へ約67億7,700万円（26年度は、1,162市町村等で約103億1,900万円）を拠出した。

5. 商工会議所・商工会への業務委託

（1）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所（日商、28年4月1日現在で515商工会議所）と、主に町村部に拠点を置く全国商工会連合会（全国連、28年4月1日現在で1,661商工会）に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込みの受付及び普及啓発活動を行った。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みを原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター）に申込みを行ってくる特定事業者もある。

（詳細は、本文22ページ掲載の「平成27年度再商品化委託申込件数」をご参照。）

（2）特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、更に主務5省の協力も得ながら、当協会では特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。27年度は19都市で20回開催（前年度は20都市21回）、特定事業者等の参加者数は902名（同1,125名）、個別相談者は88名（同121名）であった。この活動は、22年度から本格的に取り組んでいるが、28年度以降も継続する。

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

（1）協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

当協会のホームページ(<http://www.jcpa.or.jp/>)の平成27年度の来訪者数は、年間50万人を超えている。当協会ホームページでは、すべての再商品化義務履行者リスト、公表に同意した特定事業者ごとの再商品化委託料金、市町村からの引き渡し量の推移等の情報開示を推進する他、容リ制度による多くの成果（リサイ

クル率の向上、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等）を発信する等、情報発信ツールとして一層の活用を図った。

特に、国民一般に幅広く情報発信を行うため、Facebook、Youtube、Twitter など種々のSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を進めたほか、消費者向けコンテンツ「よくわかる！容器包装のリサイクル」、並びに市町村向けに「環境学習など取り組み事例紹介サイト」を新たに開設した。



協会ホームページ



消費者向けコンテンツ

（２）広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づいて当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な状況について、社会一般に対して正確に報道されるような情報提供に留意した。

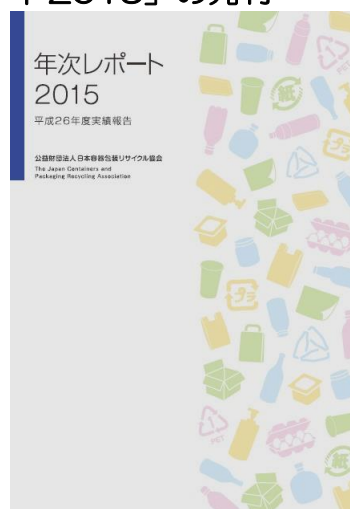
さらに、「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案などを当協会の広報活動に積極的に反映させた。前掲の、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの制作は、その成果でもある。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った。

（３）会報「容リ協ニュース」及び「年次レポート2015」の発刊

当協会の会報は、読み手のニーズを反映した分かりやすい紙面づくりと内容の充実を図るとともに、より親しみやすいイメージとするため、従来の呼称「日本容器包装リサイクル協会ニュース」に代わる新しい呼称を「容リ協ニュース」とした。

また、その発行頻度についても、年4回（季刊）であったものを年3回（2月、5月、11月）とし、従来8月に発行していたものは新たに「年次レポート」として刊行することとなった。



（４）各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及啓発を行った。具体的には、再商品化事業者登録説明会（27年 7 月、於・東京）、特定事業者向け説明会・個別相談会（平成27年11月～28年 1 月、全国19都市・20回）、市町村説明会（27年11月、全国 5 ブロック）、再商品化業務に関する入札説明会（27年 12 月、於・東京）、契約事業者の業務手続きに関する説明会（28年 3 月、於・東京）等を開催。また、事業者団体、国や自治体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師の派遣等を行った。



特定事業者説明会（於・東京）

7. 関係主体間の共創の推進

（１）国内関係機関との連携

容リ制度を円滑に推進するため、主務 5 省及び廃棄物処理事業や清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月 1 回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。4 素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

また、平成 27 年度は、経済産業省が容リ法執行担当者を対象に開催した研修会及び農林水産省の地方農政局担当者等を対象に開催した食品産業環境業務研修に当協会職員を講師として派遣し、容リ法に係る当協会の役割・業務や事業者からの問い合わせ対応等について説明を行うとともに、研修会参加者との意見交換を通じて情報共有を行った。

（２）外国関係機関との交流

平成 27 年 11 月及び 28 年 2 月に J I C A（独立行政法人国際協力機構）からの要請により、兵庫県の西宮市役所等において、アジア・中南米の政府関係者各々 12 名に対する環境行政能力向上のための研修会の中で、“日本の容器包装リサイクル制度”について講演を行った。

更に、一般社団法人プラスチック循環利用協会を通じたタイ政府からの要請で、27 年 11 月に当協会において、タイ政府関係者 3 名、民間団体 7 名、大学関係者 1 名で構成される視察団に対して、日本の容器包装リサイクル制度とプラスチックのリサイクルの現状について説明し、意見交換を行なった。

また、当協会の海外調査としては、PETボトルリサイクル推進協議会と合同で、27年9月14日～19日迄の間、中国の調査機関が主催する「第11回国際再生ポリエステル会議」へ参加した。加えて、同国内のPETボトル再商品化事業者等への訪問調査を通じて、中国のリサイクル事情を把握し、今後の当協会の再商品化事業に関する情報収集を行った。

8. 事務局業務の改善と省資源・省エネ活動

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの見直し等を行った。

また、事務局における省資源・省エネ活動として、前年度に引き続き「平成27年夏期節電対策」（7月～9月）を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を励行した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

平成27年度は、当協会が新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」としてスタートをして満6年目を迎えた。27年度は、公益財団法人、更には、国の指定法人として、業務の厳格・万全な執行体制の整備、危機管理の徹底、普及啓発活動の工夫などを通じて、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に充分応えられるように努めた。

また、当協会では、公益財団法人に課せられた大命題である“民による公益の増進”の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させるべく努めた。28年2月10日には、当協会の事務局責任者である代表理事専務及び代表理事常務と当協会の会計監査人との間で、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

Ⅱ 事業実施状況

当協会では、容リ法第21条に基づく指定法人として、同法第22条に規定する「再商品化業務」を行っている。加えて、当協会定款第5条に定める“再商品化事業の推進に資するための諸事業”では、公益財団法人として幅広く行う情報収集・提供、調査研究活動、講演会・説明会、関係機関との交流・協力のほか、当協会の目的を達成するために必要な事業を展開している。

当協会定款の規定に基づいて実施した平成27年度事業活動の詳細は、以下の通りである。

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”の実施

指定法人である当協会が平成27年度に実施した「再商品化業務」は、「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から、容器包装の再商品化義務（＝リサイクルの義務）履行の代行の委託を受けて行ったものである。具体的には、当該事業者から支払われた“再商品化委託料”をもって、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）である。

平成27年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段（ ）内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	27年度分別収集計画量 (a)	27年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	27年度再商品化義務総量 (c) × (d) × 1/100
ガラスびん (無色)	322 (323)	170 (170)	170 (170)	97 (97)	164.90 (164.90)
ガラスびん (茶色)	273 (274)	180 (180)	180 (180)	85 (85)	153.00 (153.00)
ガラスびん (その他)	186 (186)	160 (160)	160 (160)	90 (91)	144.00 (145.60)
PETボトル	305 (305)	422 (419)	305 (305)	100 (100)	305.00 (305.00)
紙製容器包装	136 (132)	253 (253)	※36 (34)	97 (97)	※34.92 (32.98)
プラスチック製容器包装	763 (759)	1,349 (1,346)	763 (759)	99 (99)	755.37 (751.41)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (※) 紙製容器包装の27年度再商品化義務総量は、(a)の値から(a<bの為)、環境省が調査した市町村独自処理分(27年度は100千トン)を差し引いた量(※36千トン)に、特定事業者責任比率(d)をかけたもの(※34.92千トン)。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成27年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価<消費税抜き>
ガラスびん	無色	4,400 円 (4,400 円) / トン
	茶色	5,800 円 (6,100 円) / トン
	その他の色	9,400 円 (8,700 円) / トン
P E Tボトル		3,300 円 (1,500 円) / トン
紙		13,000 円 (14,000 円) / トン
プラスチック		47,000 円 (57,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価<消費税込>、
27年度より消費税抜きとしている

(1) 特定事業者から再商品化義務履行の代行を受託

当協会では、特定事業者から再商品化(＝リサイクル)義務履行の代行を受託するため、特定事業者が製造・利用又は輸入した「容器」や「包装」の使用量に基づいて、オンライン又は各地商工会議所・商工会を通じて、再商品化委託申込手続きを受けつけた。

平成27年度に特定事業者から受託した再商品化義務履行の代行実績は、次表の通り。

平成27年度再商品化義務履行の代行の受託実績(特定事業者分) () 内は前年度

素 材	受託社数(注)	受託量(トン)	受託金額(千円)*消費税込
ガラスびん	3,199 (3,235)	381,517 (361,398)	2,558,520 (2,193,576)
無色	2,755 (2,788)	152,658 (146,563)	725,427 (644,876)
茶色	1,365 (1,377)	126,102 (123,216)	789,899 (751,615)
その他の色	1,138 (1,144)	102,758 (91,619)	1,043,193 (797,086)
P E Tボトル	1,276 (1,292)	307,043 (294,756)	1,094,300 (442,134)
紙	64,334 (60,598)	38,262 (33,145)	536,847 (463,809)
プラスチック	78,482 (76,388)	849,793 (743,835)	43,040,723 (42,327,585)
合 計	80,059 (78,430)	1,576,615 (1,433,134)	47,230,390 (45,427,104)

(備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等も個店(1社)としてカウント。

2. 本表の実績は、28年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(2) 市町村負担分の再商品化受託実績

容器包装のリサイクル義務免除の“小規模事業者”(容リ法第2条第11項の四)に係るリサイクル費用は、市町村負担とされているため、当協会では市町村と、小規模事業者に係るリサイクルの実施契約を締結し、平成27年度再商品化委託単価に基づいて、1,451市町村からリサイクルを受託・実施した。なお、P E Tボトルの製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで、リサイクル費用は発生しない。

平成27年度再商品化委託申込みの受託実績(市町村負担分) () 内は前年度

素 材	受託量(トン)	受託金額(千円)*消費税込
ガラスびん	30,424 (28,922)	229,036 (196,128)
無色	3,174 (3,105)	15,081 (13,661)
茶色	16,123 (16,209)	100,994 (98,877)
その他の色	11,127 (9,608)	112,961 (83,590)
P E Tボトル	0 (0)	※ 376 (※ 253)
紙	658 (677)	9,245 (9,476)
プラスチック	5,122 (4,986)	259,972 (284,230)
合 計	36,204 (34,585)	498,629 (490,087)

(備考) 本表の実績は、28年3月末日現在の年度締め時点での数値。

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール（＝圧縮梱包したもの）にできないことから、ボトルのまま（＝「丸ボトル」という）当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。

丸ボトルは、ベールに比べて容積で約7倍、運搬費も約7倍かかると言われ、容り法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進する観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引き取りを行い、27年度は、当該市町村から約38万円（前記表の※印）の支払いがあった。

（３）市町村からの使用済み容器包装の引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741カ所の市町村（平成27年4月1日現在、東京23区含む、総務省調べ）のうち、1,560カ所（協会と契約している東京23区のうち22区を含む）と27年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,644カ所（前年度1,641カ所）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札によって4素材ごとに選定された再商品化事業者（別項2-（1）参照）にリサイクル業務を委託した。

27年度に市町村から引き取った使用済み容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装）の総量は、ガラスびん364,180トン（前年度比102.0%）、PETボトル192,169トン（同99.7%）、紙製容器包装22,660トン（同97.3%）、プラスチック製容器包装663,014トン（同101.4%）、合計1,242,023トン（同101.2%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況、のとおりである。

（４）再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

平成28年度においては、27年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、26年度の抛出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成27年度予定実施委託料金}}{\text{平成27年度再商品化予定実施委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額（B）} \times \text{個別特定事業者の平成26年度予定抛出委託料金}}{\text{平成26年度再商品化予定抛出委託料金の総額（精算前 A）}}$$

【注】精算率＝B／A×100%

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

～平成28年度入札に向けた事業者登録及び入札選定の状況～

平成28年度入札に参加を希望する再商品化事業者を、27年7月に募集し、10月に書面審査を行った。更に、11月には最終の“登録判定会議”を開催し、素材毎に登録希望事業者に関する申請状況の説明を行うとともに、昨年度に引き続き、外部監査人として出席して頂いた消費者代表や弁護士によるチェックを受けながら登録の可否を判定する等、登録判定過程の透明性と公平性を担保した。

なお、事業者個々の登録審査判定に際しては、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。取り分け、財政的基礎審査は、債務超過等の財政的問題がある事業者について行い、必要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

①入札選定結果（落札状況） ～平成28年3月末現在の数値～

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者を選定し、再商品化実施契約を締結した。平成28年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は、次の通りである。

PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動などに柔軟に対応するため、26年度以降は、上期・下期の年2回入札を実施している。

こうした中で、28年度上期分入札は27年12月～28年1月に実施、28年度下期分入札は28年6月～7月（予定）に入札選定を行うこととなる。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	61社 (61社)	60社 (61社)	56社 (53社)
紙	58社 (58社)	58社 (58社)	46社 (46社)
プラスチック	62社 (68社)	62社 (67社)	52社 (55社)

- (備考) 1. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした（一部例外を除く）。
2. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(28年4月)。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

ロ) PETボトル（上期・下期）

注：（ ）内は、前年度。

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PETボトル	57社 (58社)	52社 (57社)	47社 (52社)	—(48社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表(28年4月)。
2. 28年度下期入札は、28年6月～7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

②平成28年度－27年度落札単価比較＜素材毎＞ ～平成28年3月末現在の数値～

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）		
	28年度（a）	27年度（b）	前年度比（a－b）
無 色	4,648	4,487	161
茶 色	5,189	4,990	199
その他の色	7,988	7,138	850
合 計	6,026	5,577	449

ロ) PETボトル

＜PETボトル 28年度（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/ト）			
		28年度 上期分 （a）	27年度 上期分 （b）	対前年度 （a-b）	【参考】 27年度 下期分
総平均		-20,385	-23,413	3,028	-35,202
	有償分	-22,384	-26,513	4,129	-37,938
	逆有償分	20,071	31,674	-11,603	26,626

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/ト）		
		28年度（a）	27年度（b）	対前年度（a-b）
総平均		-8,706	-8,720	14
	有償分	-11,451	-11,526	75
	逆有償分	5,676	5,090	586

二) プラスチック製容器包装

＜プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/ト）		
	28年度（a）	27年度（b）	対前年度（a-b）
材料リサイクル（白色トレイ）	43,388	39,438	3,950
材料リサイクル（白色トレイ以外）	50,652	55,149	-4,497
油化	—	—	—
高炉還元剤化	38,656	36,019	2,637
コークス炉化学原料化	43,374	44,386	-1,012
合成ガス化	36,757	37,188	-431
プラスチック合計	46,059	48,482	-2,423

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤）炭化水素油（化学原料）ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料化等（＊）		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

- （備考） 1. （＊）緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料化等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札には参加できない。
 2. ケミカルリサイクルの定義欄に記載の“分級”とは、粒の大きさを揃えること。

（２）引き取りバール品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら「品質調査」を厳格に実施する等、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Ａランク、Ｂランク、そして最低のＤランクの３段階に分かれている。

①PETボトル

平成27年度においては、前年度においてＤランク判定の５市区町村・６保管施設は、協会が立会って品質改善計画の進捗を確認した。３市区町村で評価ランクが向上したが、改善されなかった２市区町村・３保管施設に対しては、再度、品質改善計画書の提出及び今後の品質改善を要請した。PETボトルとガラスびんとの混合収集である２市での改善は、収集形態が変わらない限り急激な改善は望めないが、落札事業者からの要望もあり、引き続き改善要請をしている。

27年度調査で、Ｄランクとなった７件（６市区）からは改善計画書が提出され、協会立会いのもとで品質調査を実施することとした。なお、そのうちの１箇所は28年度から別施設での申込みとなる。また、調査対象とした再生処理事業者による調査は28年３月末迄にすべて完了し、翌４月に協会ホームページに調査結果を掲載した。

②紙製容器包装

平成 27 年度は、引き取りのあつた 108 カ所の保管施設すべてに対して調査を実施した。その結果は、Ａランク 107（前年度 107）、Ｂランク 1（同 1）、Ｄランク 0（同 2）となった。18 年度に紙製容器包装の品質調査を開始して以降、初めてＤランクの市町村がゼロとなった。

③プラスチック製容器包装

イ）バール調査：品質改善が進む一方、破袋度向上が課題

平成27年４～10月にバール品質調査を実施した結果、容器包装比率が85%を下回るＤランクが３件（昨年５件）、破袋度評価がＤランクの市町村は25件（昨年23件）と、昨年同様に改善が進んでいない。また、ライター、電池等禁忌品（きんきひん）

の混入については、むしろ悪化しており喫緊の課題となっている。

この調査への市町村の立会率は約61%（前年度60%）となっており、ベール調査への市町村の関心は依然として高い。

なお、容器包装比率評価、破袋度評価のいずれかがDランクの市町村を対象に、改善計画の提出を求めるとともに再調査を実施。年度内にすべての該当市町村に対する再調査を完了した。

ロ) 市町村での“出前講座”の実施等

容り法の対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は重要課題の一つである。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮梱包したもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象に当協会スタッフが現地に出向いて行う「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施しており、27年度は、15市町村等で開催し352名の参加があった。

出前講座では、容器包装リサイクルの概要やリサイクルの実際について、市町村担当者の自主的勉強会の教材DVD「プラスチック製容器包装“ビデオ出前講座”」（24年度作成）を視聴し、日常の学習教材として積極的に活用するよう勧奨した。

また、ベールへの禁忌品混入が一向に改善しない現状を踏まえ、27年9月に消費者向け啓発DVD「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！」を作成した。

このDVDを全国の市町村及び一部事務組合に配布したほか、28年度事業に関する市町村説明会や前述の出前講座などで放映し、混入防止に向けた住民への普及啓発を要請した。

平成27年度「出前講座」の開催実績

No.	実施市町村、 一部事務組合	実施日	参加者数	No.	実施市町村、 一部事務組合	実施日	参加者数
1	長崎県小値賀町	5/13	10	9	大槌町	10/23	13
2	大阪市	6/5	20	10	豊中市伊丹市グリーンランド	10/30	70
3	蒲郡市	6/30	17	11	守口市	11/5	40
4	伊勢広域環境組合	7/1	15	12	久慈広域連合	12/3	20
5	北海道 鹿追町	7/15	5	13	さいたま市	2/25	45
6	石垣市	9/9	10	14	小山広域保険衛生組合	3/9	10
7	長野市	9/30、10/1	53	15	鈴鹿市	3/16	14
8	須坂市	10/1	10				
＜参加者総計 352名＞							

・1回の開催時間：2時間30分～3時間

・内容＝（1）「DVD出前講座」の視聴、（2）補足説明、（3）DVD「禁忌品混入防止のお願い」短縮版視聴、（4）質疑応答、引き続き、処理施設現場での説明。

（3）環境負荷データ等の効果的な情報発信

①プラスチック製容器包装

プラ製容器包装に関しては、協会ホームページに「リサイクルのゆくえ プラスチック製容器包装」に係る「環境負荷削減効果」を掲載するとともに、リサイクル手法毎のベール投入量と環境負荷削減効果を合わせてグラフ化し、環境負荷データの報

告・公表を年次報告として継続した。併せて、計算の対象となる再商品化工程や利用製品の開発・進歩等によるインベントリーデータ*等の見直しを行い、必要な箇所の再計算と確認を行った。

*インベントリーデータ＝ライフサイクルの各段階における、資源やエネルギーの投入量と様々な排出物の量を定量的に把握したデータのこと。

②PETボトル

PETボトルについては、使用済みPETボトルのリサイクルによる環境負荷低減効果等について、関連団体とも連携し幅広い層への情報発信を行うべく、今後の情報発信の在り方等の方向性を検討した。具体的には、前回調査（＝平成25年度公表の“使用済みPETボトルの再商品化に伴い発生する環境負荷分析”＜対象は23年度＞）を踏まえて、分別収集から繊維などの再商品化製品利用製品の加工工程までを通して、リサイクルした場合・しなかった場合との比較分析を28年度に行うための準備作業としての情報整理を行った。

③ガラスびん

ガラスびんのリサイクルに関する環境負荷データの調査分析は、平成27年度に初めて取り組んだ。具体的には、市町村によるガラスびんの分別収集・選別保管、並びに再生処理事業者に委託して行う再商品化に伴う環境負荷データを調査・分析した。その結果は、「ガラスびんリサイクルによる環境負荷軽減効果」と題して、28年3月29日に当協会大会議室にて、ガラスびん事業委員会メンバー等を対象に「ガラスびん環境負荷分析報告会」を開催した。また、4月には当協会ホームページにて、調査分析報告書を公表した。

（４）PETボトル再商品化に係る入札制度の円滑な運用等

PETボトルの再商品化業務は、わが国経済や景気の動向のみならず、世界的な景気動向や資源価格の変動によって、大きな影響を受ける事が多い。特に、昨今の原油価格の暴落、為替動向の変調、更には廃PETボトルを大量に輸入している中国経済の成長鈍化等、世界経済が抱える多くの変動要因の中で、先行き見通しが立ちにくい状況下にあった。こうした中で、PETボトルの再商品化業務を円滑に推進していくための仕組みの一つが、平成26年度から導入しているPETボトルの上期・下期の年2回入札である。この制度の運用を通じて、27年度は大きな混乱もなくPETボトルの再商品化業務を円滑に推進することができた。

また、入札制度以外の諸課題について、関係者間で情報共有と意見交換を継続していくために、26年2月に立ち上げた「PETボトルリサイクルに関する基本問題懇談会」を27年度も継続開催し、諸課題について利用事業者、特定事業者と意見交換を行った。

（５）オンライン申込みの促進による業務の効率化

当協会の基幹システムREINSによる、特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引き渡しのオンライン申込率は、当協会の諸会議や説明会等でのPR、或いはチラシ配布などの成果もあり、ここ数年着実に伸びている。

具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成20年度再商品化委託申込受付時が約24%であったのに対して、21年度は約31%、22年度

は約 38%、23 年度は約 43%、24 年度は約 48%、25 年度は約 52%、26 年度は約 55%、更に 27 年度は約 58%となっている。また、当協会では、契約事務の高度化のため、オンライン化の一層の推進に努めており、市町村の 27 年度利用率は約 95%（28 年度引渡申込時）に達している。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係で 100%の利用率となっている。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

（1）不正・不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

①不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 27 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。また、再商品化業務の公正性を担保するために、「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の一層の整備を行った。

27 年度の危機管理実績の一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動 7 件（前年度 9 件）、業務改善指示が 8 件（同 17 件）であった。また、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての指導票を 28 件（前年度 28 件）発信する等、危機管理の各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、27 年度は 6 件（同 9 件）の実績となっている。ちなみに、こうした専用ダイヤルで寄せられた公益通報への対応が風説流布につながることもないよう、情報管理も含めて慎重な対応を行った。

②危機管理体制の維持強化

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し、弁護士など専門家との緊密な連携の下で迅速に対応した。

本委員会では、市町村・再商品化事業者・特定事業者・協会内部ごとに想定される危機事象（リスク）について、発生の可能性と発生時の影響度で分析し、具体的なリスク未然防止策の進捗状況を四半期ごとに共有化し、未然防止につなげている。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署からの情報提供などを適宜行うことで、情報セキュリティシステムの運用徹底と、情報漏洩防止対策の徹底を図った。また、自然災害、世界的な感染症の蔓延等によるパンデミックにおける BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）についても、事務局の一人一人が日常的に BCP に関する意識を高めるために、災害を想定した BCP の訓練を実施した。

また、年度当初に開催した内部研修「危機管理セミナー」では、男女雇用機会均等法の法的側面を中心に“職場内でのセクハラ・パワハラの防止”と題して、中央国際法律事務所弁護士の森嶋裕子氏からの講義を受け、事業主の義務、加害者の法的責任等細部に亘って指導を受けるとともに、協会内の関連諸規程である「就業規則」「倫理規程」「公益通報者保護に関する規程」等について、事務局役職員全員に改めて説明をし、職場内でのハラスメント行為防止のための意識醸成に努めた。

(2) 再商品化事業の業務管理の厳格化

再商品化業務を厳格かつ適切に履行するため、再商品化事業者との“再商品化実施委託契約書”記載事項の順守状況を月報等で確認するとともに、現地検査内容の充実・効率的な実施を通じて、当協会による事業者管理体制を強化した。

特に、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっているプラスチック製容器包装については、リサイクル製品利用事業者に対して、実際に利用した量を証明する書類（＝利用証明書）の提出を求めた一方、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任を明確にし、再商品化事業者による「利用事業者の理解促進」並びに「現地確認の実施」を徹底した。また、事業者管理の強化のために、従来、一律的に行って来た再商品化事業者への検査訪問頻度を、再商品化事業者の実態に応じてメリハリをつけて対応した。

また、再商品化事業者に係る登録審査結果や不適正行為等に対して当協会が発動する措置に関する「不服申立窓口」を8月に設置した。11月に登録不合格に関する不服申立が1件寄せられたが、適切に対応した。

素材ごとに行った現地検査の平成27年度実績は、次のとおり。

平成27年度現地検査の実績

素 材	実 績 (前年度)			
ガラスびん	49社	56施設	(50社	53施設)
P E Tボトル	40社	44施設	(39社	41施設)
紙	39社	49施設	(36社	46施設)
プラスチック	53社	102施設	(50社	108施設)

(備考) 上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(3) 再商品化義務の不履行事業者への対応

主務省においては、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策を継続的に行っているが、当協会においても平成27年度は、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続・強化した。

- 国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、国からの要請に基づき各種特定事業者の申込関連情報データを提出
- 過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年4回：27年5月、同8月、同11月、28年1月）
- 特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載
- 全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じて普及啓発活動を実施
- ただ乗り事業者対策の一環として、特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額を、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して公開（＝平成20年度から、主務省の指導で継続）

特に、当協会と再商品化委託契約を締結していながら委託料が未納となっている大口

事業者11社に対しては、当協会の顧問弁護士名での法的措置を念頭に置いた支払い督促を行い、10社から分割払いも含めて支払う旨の意思表示があった（約3,200万円）。

27年度の再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いは、475社（26年度は465社）から約7億4,400万円（26年度は約6億9,600万円）となった。

4. 市町村への資金拠出を実施

（1）容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出の実施

平成20年4月から改正施行された容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。20年度分以降、毎年、翌年9月に、関係する市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出を行っている。

20～22年度分の拠出額は約93～100億円で推移したが、3年ごとに見直される想定単価の1回目の変更が行われた23～25年度分の拠出額は約19～24億円にとどまった。2回目の想定単価の変更が行われた26年度分は約14億円で、拠出した市町村等の数は1,428カ所となっている。

合理化拠出金推移

（金額単位：千円）

	20年度分	21年度分	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分
プラ製容器包装	9,102,068	9,220,339	9,586,818	2,293,050	1,809,310	2,117,367	1,284,540
紙製容器包装	56,046	26,390	44,671	13,124	12,973	6,839	1,758
PETボトル	326,457	88,247	340,433	112,393	51,931	0	102,346
ガラスびん	0	0	0	24,305	14,993	2,724	0
合計	9,484,571	9,334,976	9,971,922	2,442,872	1,889,207	2,126,930	1,388,645

（2）PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出

PETボトル、紙製容器包装及びガラスびんの一部の再商品化委託に係る有償入札（＝再商品化事業者が逆有償ではなく有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、関係する市町村等に対して、“引き取り量”及び“落札単価”に応じた資金拠出を実施した。平成27年度は、1,145市町村等へ約67億7,700万円（26年度は、1,162市町村等で約103億1,900万円）を拠出した。（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

有償入札に伴う拠出金推移

（金額単位：千円）

	22年度分	23年度分	24年度分	25年度分	26年度分	27年度分
プラ製容器包装	0	0	0	0	0	0
紙製容器包装	66,744	147,650	161,663	139,156	172,020	211,344
PETボトル	3,892,866	8,155,559	7,937,555	6,788,409	10,147,247	6,565,411
ガラスびん	1,324	42	0	0	66	353
合計	3,960,934	8,303,251	8,099,218	6,927,565	10,319,333	6,777,108

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所（日商、28年4月1日現在で515商工会議所）と、主に町村部に拠点を置く全国商工会連合会（全国連、28年4月1日現在で1,661商工会）に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込受付や普及啓発活動を行った。加えて、全国主要19都市（延べ20回）で「特定事業者向け説明会・個別相談会」を開催した。

（１）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成27年度における特定事業者からの「再商品化委託契約件数・金額」は、合計で19,759件（前年度20,186件）・472億3,040万円（同454億2,710万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による書面申込みと、②特定事業者自身によるオンライン申込みを原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込件数を前年度と比較すると、26年度は11,023件（申込件数の54.6％）に対して、27年度は11,408件（同57.7％）と伸びている。

※ OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置している組織。

平成27年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全 体 (合計)		件 数		金 額 (消費税込)	
		19,759 件	(100.0%)	47,230,390,007 円	(100.0%)
申 込 内 訳	商工会議所	5,441 件	(27.5%)	6,787,956,518 円	(14.4%)
	商工会	2,382 件	(12.1%)	1,045,044,698 円	(2.2%)
	特定事業者から直接	11,408 件	(57.7%)	37,154,572,504 円	(78.7%)
	OPC	528 件	(2.7%)	2,242,816,287 円	(4.7%)

- (備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
 2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（27年6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込みされた実績。
 3. 本表の実績は、28年3月末日現在の年度締め時点での数値。

（２）特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

全国の主要都市において、日商及び開催地商工会議所、全国連、更に主務5省の協力も得ながら、当協会では特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。27年度は19都市で20回開催（前年度は20都市21回）、特定事業者等の参加者数は902名（同1,125名）、個別相談者は88名（同121名）であった。この活動は、22年度から本格的に取り組んでいるが、28年度以降も継続する。

また、業務委託を行う日商及び全国連では、こうした説明会のほか、それぞれの団体の全国ネットワークの中で、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた容リ制度に関わる普及啓発、会報やホームページによる情報発信等を継続的に

行っている。

平成27年度容器包装リサイクル制度に関する特定事業者説明会の開催実績

開催地	開催日	開催地	開催日
札幌	27年12月17日	青森	27年12月9日
福島	27年11月17日	長野	27年12月15日
さいたま	27年12月9日	東京①	27年12月14日
東京②	27年12月15日	名古屋	27年12月16日
津	27年12月3日	大津	27年11月20日
神戸	28年1月15日	大阪	27年12月18日
岡山	27年11月11日	松江	27年11月17日
広島	28年1月14日	下関	28年1月22日
高松	27年12月3日	熊本	28年1月20日
大分	27年11月25日	那覇	28年1月15日
合計	19都市20回開催、参加者数902名、個別相談88名		

(参考) 前年度の開催は、20都市21回開催、参加者数1,125名、個別相談121名。

(3) 担当者研修会の開催

全国各地の商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込みの契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法(パソコン入力操作)、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

＜商工会議所関係＞

開催時期：平成27年9月29日(火)、10月6日(火)、7日(水) (3回開催)

出席者数：111商工会議所・117名

開催場所：東京(アジュール竹芝) 2回、大阪(大阪商工会議所)

＜商工会関係＞

開催時期：平成27年8月28日(金)～10月2日(金)の期間

(5ブロックで計5回開催)

出席者数：91商工会(連合会)・94名

開催場所：仙台(TK P仙台カンファレンスセンター)、東京(東京国際フォーラム)、金沢(アパホテル金沢駅前)、岡山(サンビーチ岡山)、熊本(熊本県商工会館)

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報公開

(1) 協会ホームページを通じた分かりやすい情報発信と情報公開

①当協会のホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)の平成27年度の来訪者数は、年間50万人を超えており、容器包装リサイクルに関する情報発信総合サイトとして浸透している。当協会ホームページを通じて、すべての再商品化義務履行者リスト、公表に同意した特定事業者ごとの再商品化委託料金、指定保管施設ごとの落札単価、再商品化義務総量や市町村からの引き渡し量の推移等の情報開示を推進するなど、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

②容リ法の施行によって、事業者による軽量化等のリデュースの取組み、最終処分場の延命化、資源の有効利用促進、主体間の連携等々、さまざまな成果が上がっていることから、特に容リ法の見直し審議が進む中で、こうした成果について、当協会を巡るあらゆるステークホルダー、とりわけ一般市民・消費者の理解促進に向けた分かりやすい情報発信に工夫をし、国民一般に幅広く情報発信を行うため、Facebook、Youtube、Twitterなど種々のSNS（ソーシャルネットワークサービス）の活用を進めた。

加えて、消費者向けコンテンツ「よくわかる！容器包装のリサイクル」、並びに市町村向けに「環境学習など取り組み事例紹介サイト」を、新たに開設した。

（２）広報・広聴活動の積極展開とメディア対応

新聞・テレビ・雑誌などマスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う容器包装リサイクルの具体的な状況について、社会一般に対して正確に報道されるような情報提供に留意した。また、容リ法の対象８素材の関係団体で組織する３Ｒ推進団体連絡会との情報交換を実施し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の３Ｒの広報展開に関する意見交換を行った。

さらに、「広報専門委員会」（平成22年度からスタート）のメンバーである外部の有識者や行政関係者の意見要望や具体的な改善提案などを当協会の広報活動に積極的に反映させた。前掲の、当協会ホームページにおける消費者向けコンテンツ、市町村向けコンテンツの制作は、その成果でもある。

また、講演会やセミナーへの講師派遣も積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った（詳細は、P26～P28参照）。

（３）会報「容リ協ニュース」及び「年次レポート2015」の発刊

当協会の会報は、読み手のニーズを反映した分かりやすい紙面づくりと内容の充実を図るとともに、より親しみやすいイメージとするため、従来の呼称「日本容器包装リサイクル協会ニュース」に代わる新しい呼称を「容リ協ニュース」とした。また、その発行頻度についても、年４回（季刊）であったものを年３回（２月、５月、１１月）とし、従来８月に発行していたものは新たに「年次レポート」として刊行することとなった。

（４）各種説明会等による普及・啓発

①平成28年度登録希望事業者に対する説明会

平成28年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る連絡を、27年７月１日付官報等で行い、同月中旬に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を開催し、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての厳格な審査要件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	27年7月10日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	61名(53社)
PETボトル	27年7月9日 13:30～15:30	霞山会館コモンゲート西館 37階会議室	97名(59社)
紙	27年7月9日 13:30～15:30	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	43名(42社)
プラスチック	27年7月10日 13:30～15:30	ホテルJALシティ田町 「鸞鳳の間」	112名(68社)

②平成28年度事業の実施に向けた市町村説明会

平成28年度事業の実施に向け、当協会へ分別基準適合物を引き渡す予定がある市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪及び福岡)に分け、次のとおり開催した。

地 区	開催日	場 所	出席者(市町村・一部事務組合数)
北海道	27年11月9日 13:00～15:00	札幌全日空ホテル(札幌) 「白楊の間」	64名(61市町村等)
東 北	27年11月13日 13:00～15:00	ホテルメトロポリタン仙台(仙台) 「星雲」	44名(41市町村等)
関 東	27年11月6日 13:00～15:00	霞が関ビル・東海大学校友会館(東京) 「阿蘇・朝日の間」	185名(176市町村等)
関 西	27年11月11日 13:00～15:00	ホテル新大阪コンファレンスセンター(大阪) 2階「ホール」	132名(126市町村等)
九 州	27年11月12日 13:00～15:00	西鉄グランドホテル(福岡) 「鳳凰の間」	94名(87市町村等)

③平成28年度再商品化業務に関する入札説明会

平成28年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を開催し、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	27年12月14日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	63名(53社)
PETボトル	27年12月14日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	88名(55社)
紙	27年12月15日 13:30～15:30	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	42名(40社)
プラスチック	27年12月15日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	108名(59社)

④平成28年度の契約事業者の業務手続に関する説明会

平成28年度の契約予定再生処理事業者を対象に、業務手続に関する説明会を開催し、市町村の分別基準適合物の引き渡し方法、業務手続及び業務フロー、オンラインによる引き取り実績報告、実施契約の締結、法令順守等を説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	28年3月14日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	58名(49社)
PETボトル	28年3月14日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	70名(47社)
紙	28年3月17日 13:30～15:30	浜松町・貿易センタービル 東京會館「オリオンルーム」	32名(30社)
プラスチック	28年3月18日 13:30～15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	90名(48社)

7. 関係主体間の共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

また、平成27年度は、経済産業省が容リ法執行担当者を対象に開催した研修会（5月28日）、及び農林水産省の地方農政局担当者等を対象に開催した食品産業環境業務研修（6月10日）に当協会職員を講師として派遣し、容リ法に係る当協会の役割・業務や事業者からの問い合わせ対応等について説明を行うとともに、研修会参加者との意見交換を通じて情報共有を行った。

(2) 外国関係機関との交流

外国関係機関との交流については、平成27年度は、わが国を訪問する海外関係者へのセミナー開催、及び中国におけるPETボトルリサイクルに関する調査活動を行った。

①27年11月5日及び28年2月17日にJICA（独立行政法人国際協力機構）からの要請により、兵庫県の西宮市役所等において、アジア・中南米の政府関係者各々12名に対する環境行政能力向上のための研修会の中で、“日本の容器包装リサイクル制度”について講演を行った。

②27年11月24日に一般社団法人プラスチック循環利用協会を通じたタイ政府からの要請で、当協会において、タイ政府関係者3名、民間団体7名、大学関係者1名で構成される視察団に対して、日本の容器包装リサイクル制度とプラスチックのリサイクルの現状について説明し、意見交換を行なった。

③当協会の海外調査としては、PETボトルリサイクル推進協議会と合同で、27年9月14日～19日迄の間、中国の調査機関が主催する「第11回国際再生ポリエステル会議」へ参加した。加えて、同国内のPETボトル再生処理事業者等への訪問調査を通じて、中国のリサイクル状況を把握し、今後の当協会における再商品化事業に資する情報収集に努めた。

(3) 各種イベントへの後援・協賛及び講師派遣など

平成27年度において、当協会が後援・協賛及び講師派遣等をおこなった環境関連イベント等は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	
27年5月26～29日 (於：東京ビッグサイト)	2015NEW環境展	日報ビジネス株式会社	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一堂に展示、情報発信	協賛

27 年 10 月 13～16 日 (於：東京ビッグサイト 東展示ホール)	JAPAN PACK2015 (2015 日本国際包装機械展)	一般社団法人日本包装機械工業会	国内外の包装機械、包装資材、包装材料および関連機器の新製品を展示公開	協賛
27 年 10 月 19 日 (於：北区 北とぴあ つつじホール)	第10回容器包装 3R 推進フォーラム	3R 推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の 3R を推進するための場作り	後援
27 年 11 月 6 日 (於：ホテルニューオータニ佐賀)	第14回産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会 (幹事団体) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と共に循環型社会の形成等について考える	協賛
28 年 3 月 20 日 (於：早稲田大学 西早稲田キャンパス理工学術院)	こどもエコクラブ 全国フェスティバル 2016	公益財団法人日本環境協会	子供たちが広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加等を通じて環境問題を解決する力を育成	後援

環境関連イベント等への主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
27 年 5 月 20 日 (於：パシフィコ横浜 アネックスホール F205)	2015 年春季大会 学術講演会 「容器包装樹脂に関するリサイクルの現状と今後の課題」	公益社団法人自動車技術会	浅川 薫 プラスチック容器事業部専任部長
27 年 5 月 24 日 (於：青梅市役所 2階会議室)	青梅市民向け講習会 「容器包装リサイクルについて」	青梅市	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長
27 年 5 月 28 日 (於：経済産業省経済産業研修所 東村山市)	各地経済産業局担当者研修会 「容器包装リサイクル法の執行状況について」	経済産業省	山口 直子 企画広報部課長
27 年 5 月 29 日 (於：東京ビッグサイト 会議棟)	2015 NEW 環境展セミナー 「近年の容器包装ごとの再商品化落札量の推移、傾向等」	日報ビジネス株式会社	木野 正則 業務執行理事・企画広報部長

27年6月10日 (於：農林水産省研修所 八王子市)	農林水産省 平成27年度食品 産業環境業務研修 「特定事業者からの問い合わせ に対する対応について」 「再商品化委託料の仕組み」	農林水産省 食料産業局	山口 直子 企画 広報部課長 大内 博 企画広 報部副部長
27年7月1日 (於：福岡) 27年7月8日 (於：東京) 27年7月13日 (於：仙台) 27年7月15日 (於：大阪)	食品容器環境美化協会・地 方連絡会議 「容器包装リサイクル法の主 要検討テーマについて」	公益社団法人 食品容器環境 美化協会	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長
27年11月5日 (於：西宮市 市役所東官 805 会議室)	JICA総合的な廃棄物管理 研修 (アジア各国) 「容器包装リサイクルについ て」	独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 関 西国際センタ ー	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長
27年11月24日 (於：当協会大会議室)	タイ王国 日本のプラスチッ クリサイクル視察団 「日本の容器包装リサイクル 制度の概要」 「プラスチックリサイクルに 関する情報提供」	一般社団法人 プラスチック 循環利用協会	木野 正則 業務 執行理事・企画広 報部長 公文正人 業務執 行理事・プラスチ ック容器事業部 長
28年2月17日 (於：JICA関西会議室 神戸市)	JICA総合的な廃棄物管理 研修 (中南米各国) 「容器包装リサイクルについ て」	独立行政法人 国際協力機構 (JICA) 関 西国際センタ ー	杉森 徹 企画広 報部課長 高橋 佳乃子 企 画広報部職員

8. 事務局業務の改善と省資源・省エネ活動

(1) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討した。具体的には、協会と特定事業者間でやり取りする契約書類や請求書あるいは諸手続き等の見直し、具体的な照会事項への個別対応、協会ホームページのQ&Aの見直し等を行った。なお、同センターによる27年度の個別対応件数は、特定事業者関係4,615件(前年度5,045件)、商工会議所・商工会関係402件(同386件)、その他579件(同1,021件)、計5,596件(同6,452件)であった。

(2) 事務局内における省資源・省エネへの取り組み

事務局における省資源・省エネ活動として、前年度に引き続き「平成27年夏期節電対策」(7月～9月)を策定し、事務局内で使用するエアコン・蛍光灯・パソコン、その他電気器具の節電を励行した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の

節電は、夏期に限定せず継続している。また、事務用品のリユース、特定事業者向け送付書類の見直しなど紙使用量の抑制、事務局内での分別排出の徹底など、地道な活動を継続した。

(3) 平成28年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成27年度再商品化業務と並行して、28年度再商品化業務の準備作業を、別紙2「平成28年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成27年度）」のとおり実施した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

当協会が新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」としてスタートを切ったのは平成22年4月1日であるが、28年3月末で満6年を経過した。27年度においても、“民による公益の増進”という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくために、従前にも増して、ガバナンス（内部統治）の向上とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図った。

更に、公益財団法人に求められる、外部への説明責任の重要性に鑑み、当協会ホームページを最大限活用することで、当協会の組織運営・財政事情及び事業に関する諸情報の外部への情報公開を徹底した。28年2月10日には、当協会の事務局責任者である代表理事専務及び代表理事常務と当協会の会計監査人との間で、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団法人の運営など広範なテーマについて意見交換を行った。

また、当協会では、事業執行体制の整備及び適正な事業執行に万全を期するため、「内部監査規程」（20年2月制定）に基づく自律的な内部監査として書面監査方式で、①秘密情報管理状況、②個人情報保護、③倫理規程及び就業規則などの順守等について、27年4月に実施した。併せて、27年度においては、同規程に基づき3年に1回実施した“実地監査”（前回は、26年度に実施）の結果を踏まえて提起された諸課題に対して、事業部毎に課題克服に取り組んだ。なお、28年度においては、29年度の実地監査の実施に向けて、監査の対象・範囲・方法等について新たな切り口で取り組むべく、具体的な検討を行う事としている。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：平成27年6月9日（火）14時～15時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：17名

○議 事：

＜審議事項＞

①理事会での決議事項等

(イ) 平成26年度事業報告書（案）について

(ロ) 平成26年度財務諸表（案）について

(ハ) 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき（イ）及び（ロ）について一括して説明を行い、引き続き、志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

(ニ) 定時評議員会の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

②評議員会への提案事項

(イ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、6月29日開催の平成27年度定時評議員会（以下、「定時評議員会」）に提案されることとなった。

就 任	退 任
諸橋 鉄男	鈴木 専二
新木 雅之	三宅 均

(ロ) 任期満了に伴う理事（第4期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から、任期満了となる理事の選任に関して、理事（第4期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

提案に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」）」に定める役員の資格制限（一般法第65条）・認定申請欠格事由（認定法第6条の一）に関する確認を行い、理事候補者については、資格制限・欠格事由には該当しない旨の確認を得ている。

なお、第4期理事の任期は6月29日開催の平成27年度定時評議員会終結時より平成29年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

また、定時評議員会での理事選任を受けて、同日開催の平成27年度第1回臨時理事会で選任される新しい理事長に関して、次の説明があった。

当協会が公益財団法人に移行した平成 22 年 4 月以降の理事長の選任については、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である 4 素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1 期 2 年ごとに推薦（ガラスびん→PET ボトル→プラスチック→紙の順）することについて、21 年 10 月 22 日開催の平成 21 年度第 1 回臨時理事会において了承された。同ルールに基づき、浅野理事長の後任の理事長は、紙製容器包装リサイクル推進協議会から推薦のあった、凸版印刷株式会社代表取締役会長の足立直樹氏が理事長候補者となる。

足立 直樹	小山 博敬	土橋 和則	木野 正則
鈴木 隆	橋本 賢二郎	公文 正人	高松 和夫
井田 久雄	大瀧 恒夫	上河 潔	川村 節也
久保 直紀	栗原 正雄	末永 寿彦	朽原 克彦
水野 靖彦	宮澤 哲夫	幸 智道	吉永 茂樹

（ハ）平成 27 年度のリスク管理目標（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、27 年度のリスク管理目標の確実な実行に向けて、「分別基準適合物の品質低下への対応（市町村）」を始めとする 5 つの重点項目について説明があった。説明の後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

<報告事項>

①平成 26 年度再商品化実績（総括）等について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、当協会を中心とするフロー図を用いて、26 年度の再商品化の実績（数量ベース、金額ベース）について報告した。

②不服申立窓口の設置について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成 27 年 8 月 3 日運用開始予定の、再生処理事業者を対象とする、不服申立窓口の設置目的、申立窓口・要領について報告した。

（2）定時評議員会

○日 時：平成 27 年 6 月 29 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分

○場 所：東海大学校友会館「望星の間」

○評議員出席：30 名

○議 事：

<審議事項>

①評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
諸橋 鉄男	鈴木 専二
新木 雅之	三宅 均
佐藤 憲司	引屋敷 透
江國 清志	塩本 昇

高橋 勝浩	上野 正三
宮地 毅	二村 睦子

②任期満了に伴う理事（第4期）の選任（案）について

議長の指示により、事務局から、任期満了となる理事の選任に関して、理事（第4期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、本会での理事選任を受けて、この後開催される平成27年度第1回臨時理事会で行われることとなっている理事長選任に関して、事務局より次の説明があった。

当協会が公益財団法人に移行した平成22年4月以降の理事長の選任については、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに推薦する（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ことについて、21年10月22日開催の平成21年度第1回臨時理事会において了承された。同ルールに基づき、浅野理事長の後任の理事長は、紙製容器包装リサイクル推進協議会から推薦のあった、凸版印刷株式会社代表取締役会長の足立直樹氏が理事長候補者となる。

足立 直樹	小山 博敬	土橋 和則	木野 正則
鈴木 隆	橋本 賢二郎	公文 正人	高松 和夫
井田 久雄	大瀧 恒夫	上河 潔	川村 節也
久保 直紀	栗原 正雄	末永 寿彦	朽原 克彦
水野 靖彦	宮澤 哲夫	幸 智道	吉永 茂樹

③平成27年度のリスク管理目標（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、27年度のリスク管理目標の確実な実行に向けて、「分別基準適合物の品質低下への対応（市町村）」を始めとする5つの重点項目について説明があった。説明の後、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成26年度再商品化実績（総括）等について

②平成26年度事業報告書について

③平成26年度財務諸表について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、6月9日開催の当協会平成27年度第1回定時理事会で承認された、①および②について一括して説明を行った。

④不服申立窓口の設置について

議長の指示により、事務局から、まず①「平成26年度再商品化実績（総括）等」について、当協会を中心とするフロー図を用いて、26年度の再商品化の実績（数量ベース、金額ベース）について報告した。次に、6月9日開催の当協会平成27年度第1回定時理事会で承認された②「平成26年度事業報告書」および③「平成26年度財務諸表」について、一括して説明を行った。最後に④「不服申立窓口の設置」について報告した。

2. 第1回臨時理事会

○日 時：平成27年6月29日（月）15時～15時30分

○場 所：東海大学校友会館「朝日の間」

○理事出席：16名

○議 事：

<審議事項>

①代表理事理事長の選任（案）について

議長の指示により、事務局から理事長候補者に関して、次の説明があった。

当協会が公益財団法人に移行した平成22年4月以降の理事長の選任については、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに推薦する（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ことについて、21年10月22日開催の平成21年度第1回臨時理事会において了承された。同ルールに基づき、浅野理事長の後任の理事長は、紙製容器包装リサイクル推進協議会から推薦のあった、凸版印刷株式会社代表取締役会長の足立直樹氏が理事長候補者となる。

この説明を受けて、議長より出席者に諮ったところ、全会一致で足立氏が理事長に選任された。

②代表理事専務及び代表理事常務の選任（案）について

議長の指示により、事務局から代表理事専務及び代表理事常務の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、小山博敬氏が専務理事に、土橋和則氏が常務理事に、各々出席理事全員の賛成により選任（再任）された。

③代表理事以外の業務執行理事の選任（案）について

議長の指示により、事務局から代表理事以外の業務執行理事候補者の選任（案）について諮ったところ、木野正則氏、鈴木隆氏、橋本賢二郎氏、公文正人氏（以上、再任）並びに高松和夫氏（新任）の5名が出席理事全員の賛成により承認された。

3. 第2回臨時理事会

○日 時：平成27年10月22日（木）13時30分～14時

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：14名

○議 事：

<審議事項>

①平成28年度再商品化実施委託単価（案）及び平成27年度抛出委託単価（案）について

平成28年度再商品化実施委託単価（案）及び平成27年度抛出委託単価（案）について、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①プラスチック製容器包装「禁忌品混入防止のお願い」DVDについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、9月に制作した消費者向けの啓発DVD「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！」について報告があった。このDVDは、市町村から引き渡される容器包装廃棄物に、電池、カミソリ、注射針等の禁忌品が多く混入している実態を踏まえ、その改

善に向けて制作したもので、排出者である消費者を対象に、「禁忌品を混ぜないこと」と、禁忌品の完全除去を困難にしている「収集袋の中にさらに袋を入れた状態（2重・3重袋の状態）での排出防止」をお願いする内容となっている。プラスチック製容器包装の引き渡し契約がある全国の市町村・一部事務組合（組合の構成市町村を含む）に送付した。

報告後、全22分のフルバージョン動画を集約した約8分の動画を放映した。

②次回理事会（第2回定時理事会）等の開催スケジュールについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、次回理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

4. 第2回定時理事会・臨時評議員会

（1）第2回定時理事会

○日 時：平成27年12月2日（水）13時30分～14時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：17名

○議 事：

<審議事項>

①評議員会への提案事項

（イ）平成28年度事業計画書（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成28年度事業計画書（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

なお、本日より評議員会開催までに、主務省より新たな修正の要請があった場合には、足立理事長一任のうえ修正を行い、評議員会に諮るとの説明が事務局よりあり、出席理事全員の了承を得た。

（ロ）平成28年度収支予算書（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成28年度収支予算書（案）の収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

（ハ）評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

就 任	退 任
滝本 修司	友野 宏章
吉田 康夫	本吉 正

（ニ）就業規則の一部改正（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の制定に伴う当協会就業規則の一部改正、具体的には特定個人情報等に関する条文を第22条とし

て新設することについて説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

②理事会での決議事項

(イ) 平成 27 年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①協会のワークスタイルの見直しについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、再商品化業務実施における基盤強化策の一環として、役職員の業務効率を上げる為の利便性の向上や、環境負荷低減も合わせて考慮した総合的な I C T（Information & Communication Technology の略「情報通信技術」）の活用を進め、平成 28 年度から 3 ヶ年で順次導入する事を目標に、ワークスタイルの改善計画を作成することについて報告した。

②平成 27 年度リスク管理（中間報告）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、平成 27 年度リスク管理について中間報告があり、主に、当協会のリスク管理対応表に基づくフォロー状況、再商品化事業者に関連する措置等の発行・不適正行為通報及び不服申立の状況、特定事業者への対応状況の 3 点について説明があった。

(2) 臨時評議員会

○日 時：平成 27 年 12 月 11 日（金）15 時～16 時 20 分

○場 所：東海大学校友会館「阿蘇の間」

○評議員出席：29 名

○議 事：

<審議事項>

①平成 28 年度事業計画書（案）について

議長の指示により、小山専務理事から、資料に基づき平成 28 年度事業計画書（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

②平成 28 年度収支予算書（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき平成 28 年度収支予算書（案）の収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

③評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
滝本 修司	友野 宏章
吉田 康夫	本吉 正

④就業規則の一部改正（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の制定に伴う当協会就業規則の一部改正、具体的には特定個人情報等に関する条文を第22条として追加することについて説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成28年度再商品化実施委託単価及び平成27年度抛出委託単価について

議長の指示により、事務局より資料に基づき説明があり、平成28年度再商品化実施委託単価及び平成27年度抛出委託単価について、平成27年度第2回臨時理事会にて承認された旨の報告があった。

②協会のワークスタイルの見直しについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、再商品化業務実施における基盤強化策の一環として、役職員の業務効率を上げる為の利便性の向上や、環境負荷低減も併せて考慮した総合的なICT（Information & Communication Technologyの略「情報通信技術」）の活用を進め、平成28年度から3ヵ年で順次導入する事を目標に、ワークスタイルの改善計画を作成することについて報告した。

③プラスチック製容器包装「禁忌品混入防止のお願い」DVDについて

議長の指示により、事務局から資料に基づき、9月に制作した消費者向けの啓発DVD「禁忌品混入防止のお願い～プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！」について報告があった。このDVDは、市町村から引き渡される容器包装廃棄物に、電池、カミソリ、注射針等の禁忌品が多く混入している実態を踏まえ、その改善に向けて制作したもので、排出者である消費者を対象に、「禁忌品を混ぜないこと」と、禁忌品の完全除去を困難にしている「収集袋の中にさらに袋を入れた状態（2重・3重袋の状態）での排出防止」をお願いする内容となっている。プラスチック製容器包装の引き渡し契約がある全国の市町村・一部事務組合（組合の構成市町村を含む）に送付した。

報告後、全22分のフルバージョン動画を集約した約8分の動画を放映した。

5. 監事会

(1) 第1回監事会

○日 時：平成27年5月25日（月）16時～17時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：8名（監事2名、協会関係者等6名）

○議 事：

①平成26年度の事業活動報告（案）

②平成26年度リスク管理対応について

③平成26年度決算報告（案）

④平成26年度の会計監査報告及び平成27年度の会計監査計画

⑤内部監査結果について

⑥理事の改選について

- ⑦不服申立窓口の設置について
- ⑧その他

(2) 第2回監事会

- 日 時：平成27年11月26日（木）16時30分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：5名（監事1名、協会関係者4名）
- 議 事：
 - ①平成28年度の事業計画案について
 - ②平成28年度の収支予算案について
 - ③平成27年度リスク管理（中間報告）について
 - ④その他

6. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目（IV 組織「3. 委員会委員の氏名等」）に記載。任期は平成26年4月1日～平成28年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 27年6月4日(木) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 10名	① 平成26年度事業報告書（案）について ② 平成26年度財務諸表（案）について ③ 平成27年度普及啓発活動（案）について ④ 平成27年度のリスク管理目標（案）について ⑤ 3月の事業委員会・総務企画委員会のあり方について ⑥ その他 <報告事項> ① 平成26年度再商品化実績（総括）等について ② 不服申立窓口の設置について ③ 平成27年度第1回定時理事会・定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について ④ その他
第2回 27年10月20日(火) 10時 ～12時30分	大会議室・ 11名	① 平成28年度再商品化実施委託単価（案）及び平成27年度抛出委託単価（案）について ② 平成28年度事業計画書(原案)について ③ 平成28年度収支予算書（案）について ④ その他 <報告事項> ① 協会のワークスタイルの見直しについて ② 平成27年度リスク管理（中間報告）について ③ プラスチック製容器包装「禁忌品混入防止のお願い」DVDについて

		④ エコプロダクツ 2015 出展計画について ⑤ 第2回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について ⑥ その他
--	--	--

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 27年6月1日(月) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 13名	① ガラスびん事業部の平成26年度業務報告について ② 平成26年度事業報告書(案)について ③ 平成26年度財務諸表(案)について ④ 3月の事業委員会・総務企画委員会のあり方について ⑤ その他
第2回 27年10月14日(水) 10時 ～12時30分	大会議室・ 13名	① 平成28年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成27年度抛出处委託単価(案)について ③ 平成28年度事業計画書(原案)について ④ 平成28年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成27年度ガラスびん事業部上期活動報告 ⑥ その他

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 27年6月2日(火) 12時30分 ～14時30分	大会議室・ 18名	① PETボトル事業部の平成26年度業務報告について ② 平成26年度事業報告書(案)について ③ 平成26年度財務諸表(案)について ④ 3月の事業委員会・総務企画委員会のあり方について ⑤ PETボトル下期入札のスケジュール等について ⑥ その他
第2回 27年10月15日(木) 10時 ～12時30分	大会議室・ 15名	① 平成28年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成27年度抛出处委託単価(案)について ③ 平成28年度事業計画書(原案)について ④ 平成28年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成27年度PETボトル事業部上期活動報告 ⑥ その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 27年6月2日(火) 10時30分 ～12時30分	大会議室・ 14名	① 紙容器事業部の平成26年度業務報告について ② 平成26年度事業報告書(案)について ③ 平成26年度財務諸表(案)について ④ 3月の事業委員会・総務企画委員会のあり方について ⑤ その他
第2回 27年10月16日(金) 10時 ～12時30分	大会議室・ 14名	① 平成28年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成27年度抛出委託単価(案)について ③ 平成28年度事業計画書(原案)について ④ 平成28年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 平成27年度紙容器事業部上期活動報告について ⑥ その他

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 27年6月3日(水) 12時30分 ～14時30分	大会議室・ 18名	① プラスチック容器事業部の平成26年度業務報告について ② 平成26年度事業報告書(案)について ③ 平成26年度財務諸表(案)について ④ 3月の事業委員会・総務企画委員会のあり方について ⑤ その他
第2回 27年10月14日(水) 12時30分 ～15時	大会議室・ 15名	① 平成28年度再商品化実施委託単価(案)について ② 平成27年度抛出委託単価(案)について ③ 平成28年度事業計画書(原案)について ④ 平成28年度収支予算書(案)について ⑤ 平成27年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ その他

7. 再商品化見通し等報告会

従来、3月に開催していた各事業委員会及び総務企画委員会を、27年度から各委員会の委員全員を対象とする「報告会」の形式に変更した。

日時	場所・出席者数	議 事
28年3月3日(木) 13時30分 ～14時30分	東海大学校 友会館「富士の間」・ 51名	① 平成27年度再商品化実績見通し(総括)について ② 平成27年度収支見通しについて ③ 平成28年度再商品化事業者の落札結果について ④ 任期満了に伴う事業委員会・総務企画委員会委員長、委

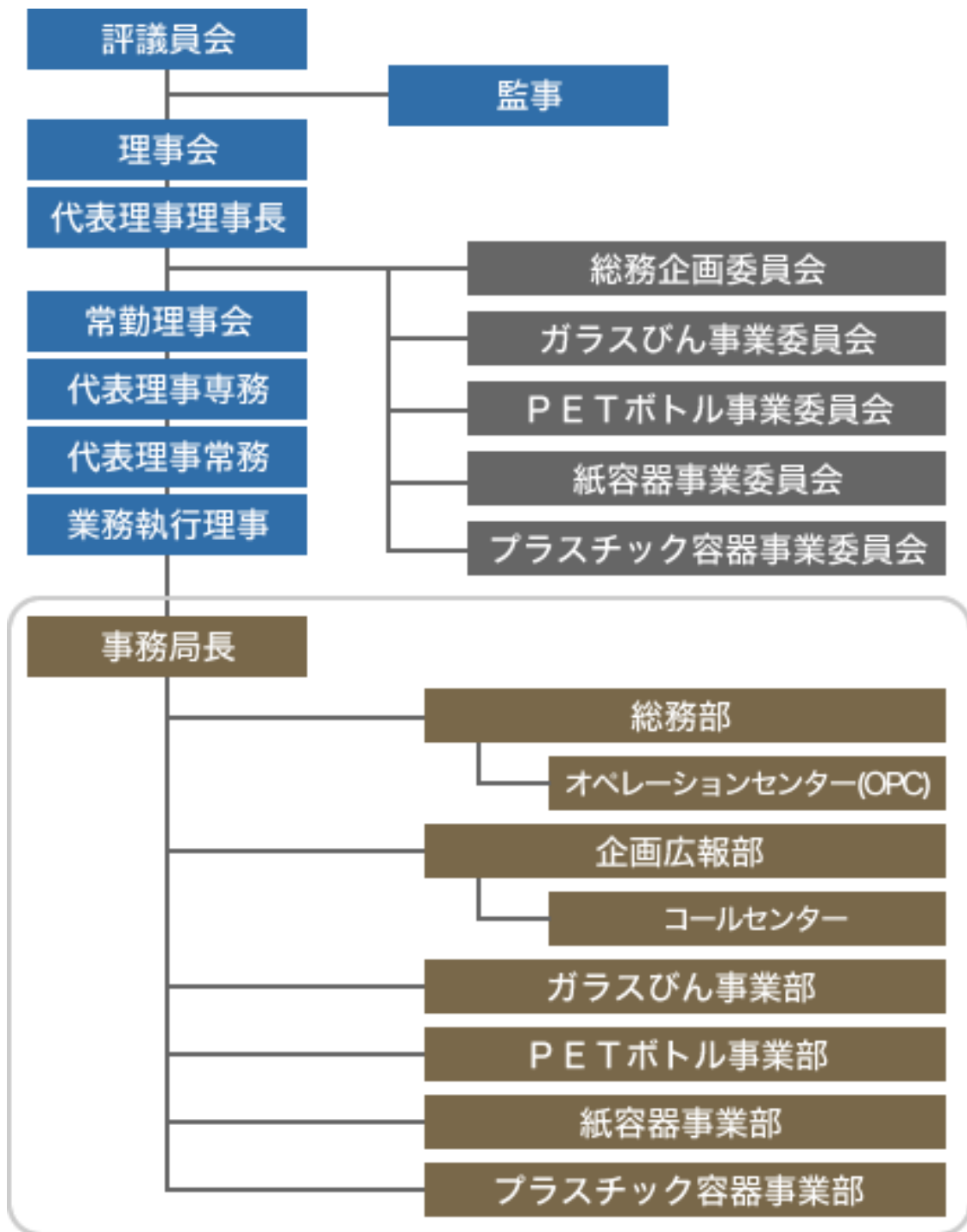
		員の委嘱について ⑤ その他
--	--	-------------------

8. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	・27年度リスク対応目標設定 ：27年5月11日（月）13時30分～14時30分 ・第1四半期フォロー ：27年7月21日（火）13時30分～14時30分 ・第2四半期フォロー ：27年10月13日（火）13時30分～14時30分 ・第3四半期フォロー ：28年2月8日（月）13時30分～14時30分	各回とも 大会議室・8名
	（危機管理セミナー） テーマ： 職場内でのセクハラ・パワハラの防止 27年4月13日（月）14時～15時30分	大会議室 協会役職員全員
広報専門委員会	28年1月18日（月）12時～15時	大会議室・12名
プラスチック製容器 包装再商品化製品の 高度な利用に関する 審査委員会	27年11月13日（金）10時～12時	大会議室・5名
PETボトルリサイ クルに関する基本問 題懇談会	第15回：27年4月27日（月）14時～17時30分 第16回：27年5月29日（金）14時～17時10分 第17回：27年7月3日（金）11時～17時30分 第18回：27年8月6日（木）14時～17時20分 第19回：27年9月11日（金）14時～18時10分	大会議室・14名 大会議室・14名 大会議室・10名 大会議室・16名 大会議室・15名

Ⅳ 組織（平成28年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局>33名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

（1）役員（第4期理事・第2期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	足立 直樹	凸版印刷株式会社	代表取締役会長
代表理事専務 業務執行理事	小山 博敬	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	木野 正則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
業務執行理事	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
業務執行理事	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	P E T ボトル事業部長
業務執行理事	公文 正人	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	総務部長
理事	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	大瀧 桓夫	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	末永 寿彦	P E T ボトル協議会	事務局長
理事	朽原 克彦	日本商工会議所	理事・企画調査部長
理事	水野 靖彦	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	宮澤 哲夫	P E T ボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	幸 智道	ガラスびん3R 促進協議会	理事・事務局長
理事	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	本間 通義	弁護士（本間合同法律事務所）	
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第4期理事の任期：平成27年度定時評議員会（6月29日）終結時

～平成29年6月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第2期監事の任期：平成26年6月27日～平成30年6月開催の定時評議員会終結時

(2) 第2期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
新木 雅之	公益財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
井出 陽一郎	日本百貨店協会	専務理事
伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
江國 清志	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
片桐 勤	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
金子 収	日本醤油協会	専務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
鯉淵 健二	製粉協会	常務理事
後藤 準	全国商工会連合会	常務理事
駒木 勝	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事
齊藤 昭	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
斉藤 崇	杏林大学総合政策学部	准教授
佐々木 五郎	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 憲司	全国農業協同組合連合会	総務部総務課課長
白川 公一	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
砂田 一彦	一般社団法人日本貿易会	企画グループ部長
関川 和孝	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
杉谷 尚彦	全日本自治団体労働組合	副委員長
高野 秀夫	東京商工会議所	常務理事
高野 光春	全日本カレー工業協同組合	専務理事
高橋 勝浩	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長（東京都稲城市長）
高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会	専務理事
滝本 修司	ビール酒造組合	専務理事
富山 武夫	一般社団法人日本惣菜協会	事務局長
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	共同代表
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事

中峯 准一	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
中村 勝弘	日本スーパ協会	専務理事
西野 豊秀	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
蓮尾 秀俊	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
花澤 達夫	一般財団法人食品産業センター	専務理事
福島 薫	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
宮地 毅	日本生活協同組合連合会	環境事業推進部部長
山下 育生	日本歯磨工業会	専務理事
諸橋 鉄男	日本製薬団体連合会	調査役
山田 政雄	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長
山本 領	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山本 純一	日本酒造組合中央会	常務理事
山本 順二	日本化粧品工業連合会	専務理事
吉田 康夫	全国商店街振興組合連合会	専務理事
若林 満	全国漁業協同組合連合会	漁政部長

評議員 51 名

※ 第2期評議員の任期：平成26年6月27日～平成30年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会の委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	小林 治彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	古塩 秀一	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	砂田 一彦	一般社団法人日本貿易会	政策業務グループ部長
委員	濱岡 智	サントリーホールディングス株式会社	執行役員コーポレートコミュニケーション本部長
委員	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	森本 廣	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	山村 幸治	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	山村 幸治	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部専任部長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	北岡 尚子	大塚製薬株式会社	総務部環境担当
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	清水 泰行	東洋ガラス株式会社	代表取締役社長
委員	瀧花 巧一	一般社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	田中 希幸	キリン株式会社	CSV推進部にアットバィー
委員	堤 健	日本耐酸壺工業株式会社	代表取締役社長
委員	難波 城次	日本山村硝子株式会社	ガラスびんカンパニー業務 管理部購買課課長
委員	本多 永幸	コカ・コーラ協会	幹事
委員	山崎 耕太	宝酒造株式会社	環境広報部副部長
委員	幸 智道	ガラスびん3R 促進協議会	理事・事務局長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事 業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	古塩 秀一	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	青木 庸三	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	伊澤 一雅	三井化学株式会社	PTA-PET事業部長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部専任部長
委員	今井 泰彦	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	末永 寿彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	高杉 洪太	日本コカ・コーラ株式会社	広報パブリックアフェアーズ 本部 政策渉外部長
委員	田中 希幸	キリン株式会社	CSV推進部にアットバィー
委員	田中 文典	株式会社吉野工業所	環境室 参事
委員	徳永 啓二	日本醤油協会	理事
委員	中町 浩司	東洋製罐株式会社	環境・品質保証本部環境部長
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部課長

委員	橋本 秀也	アサヒ飲料株式会社	品質保証部環境グループ課長
委員	福澤 直俊	北海製罐株式会社	技術管理部安全・環境対策グループグループマネージャー
委員	宮澤 哲夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	山崎 耕太	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	松田 直行	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	殖栗 正雄	一般社団法人日本印刷産業連合会	G P推進部部長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	尾辻 昭秀	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	加藤 稔	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	亀井 慶承	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部調査役
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	瀧花 巧一	一般社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	塚野 正文	日本製薬団体連合会	環境委員会・副委員長
委員	戸田 正一	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	長尾 茂	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	渡邊 聡一郎	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	森本 廣	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	秋野 卓也	株式会社吉野工業所	環境室 参事
委員	石井 健三	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部長
委員	井田 久雄	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	加藤 正樹	一般財団法人食品産業センター	技術環境部次長

委員	金澤 信夫	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	島田 純	一般社団法人日本植物油協会	事務局長
委員	白土 元嗣	味の素株式会社	部長
委員	中町 浩司	東洋製罐株式会社	環境・品質保証本部環境部長
委員	蓮尾 秀俊	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	本田 泰男	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	水野 靖彦	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	柳田 康一	花王株式会社	サステナビリティ推進部長
委員	公文 正人	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

①対象市町村総数、保管施設数 ※基準日：【契約ベース】各年度当初4月1日現在（PETボトルと全体は10月1日現在）、【実績】各年度終了時（3月末）

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	27年度	1,561	1,560	1,261	1,260	1,200	1,200	145	145	1,096	1,093
	26年度	1,556	1,553	1,247	1,243	1,203	1,202	149	148	1,082	1,081
保管施設数	27年度	1,643	1,644	900	902	882	882	108	108	837	835
	26年度	1,641	1,640	892	888	886	888	112	110	830	829

②契約量、引取実績量、引取達成率 ※基準日：【契約量】各年度当初4月1日現在（PETボトルと4素材合計は10月1日現在）、【引取実績量】各年度終了時（3月末）

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製容器包装								4素材合計
		無色 ①	茶色 ②	その他 の色 ③	計 ①+②+③			プラスチック ①					白色トレイ ②	計 ①+②		
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化			小計	
契 約 量(トン) A	27年度	115,399	126,808	128,223	370,430	199,888	24,066	339,975	0	39,058	212,120	80,200	671,353	565	671,918	1,266,301
	26年度	113,330	126,645	124,185	364,160	201,523	24,716	339,530	0	34,949	219,692	75,449	669,620	600	670,220	1,260,619
引取実績量(トン) B	27年度	112,396	118,555	133,230	364,180	192,169	22,660	335,840	0	38,978	208,111	79,646	662,575	439	663,014	1,242,023
	26年度	109,356	119,222	128,503	357,081	192,715	23,278	332,105	0	33,747	216,430	71,228	653,511	491	654,002	1,227,076
対前年引取実績比（B27年度/B26年度）		102.8%	99.4%	103.7%	102.0%	99.7%	97.3%	101.1%	0.0%	115.5%	96.2%	111.8%	101.4%	89.4%	101.4%	101.2%
引取達成率 B／A	27年度	97.4%	93.5%	103.9%	98.3%	96.1%	94.2%	98.8%	0.0%	99.8%	98.1%	99.3%	98.7%	77.7%	98.7%	98.1%
	26年度	96.5%	94.1%	103.5%	98.1%	95.6%	94.2%	97.8%	0.0%	96.6%	98.5%	94.4%	97.6%	81.8%	97.6%	97.3%

③再商品化製品利用状況（基準日：各年度終了時（3月末））

（1）ガラスびん

年度 （利用事業者数）	ガラスびん製造用		その他の用途 （舗装用骨材、タイル・ブ ロック・ガラス繊維等）		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
27年度(49社)	244,512	70.3	103,445	29.7	347,958	100.0
26年度(52社)	241,087	71.7	95,211	28.3	336,298	100.0

（2）PETボトル

年度 （利用事業者数）	繊維 （ユニフォーム・カーペット等）		シート （卵パック、プリスターパック等）		ボトル （飲料ボトル等）		成形品 （文房具、収集ボックス等）		その他 （結束バンド等）		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
27年度(55社)	66,946	41.6	73,038	45.4	17,189	10.6	3,554	2.2	299	0.2	161,026	100.0
26年度(52社)	67,347	44.9	59,152	39.4	19,667	13.1	3,664	2.4	225	0.2	150,056	100.0

（3）紙製容器包装

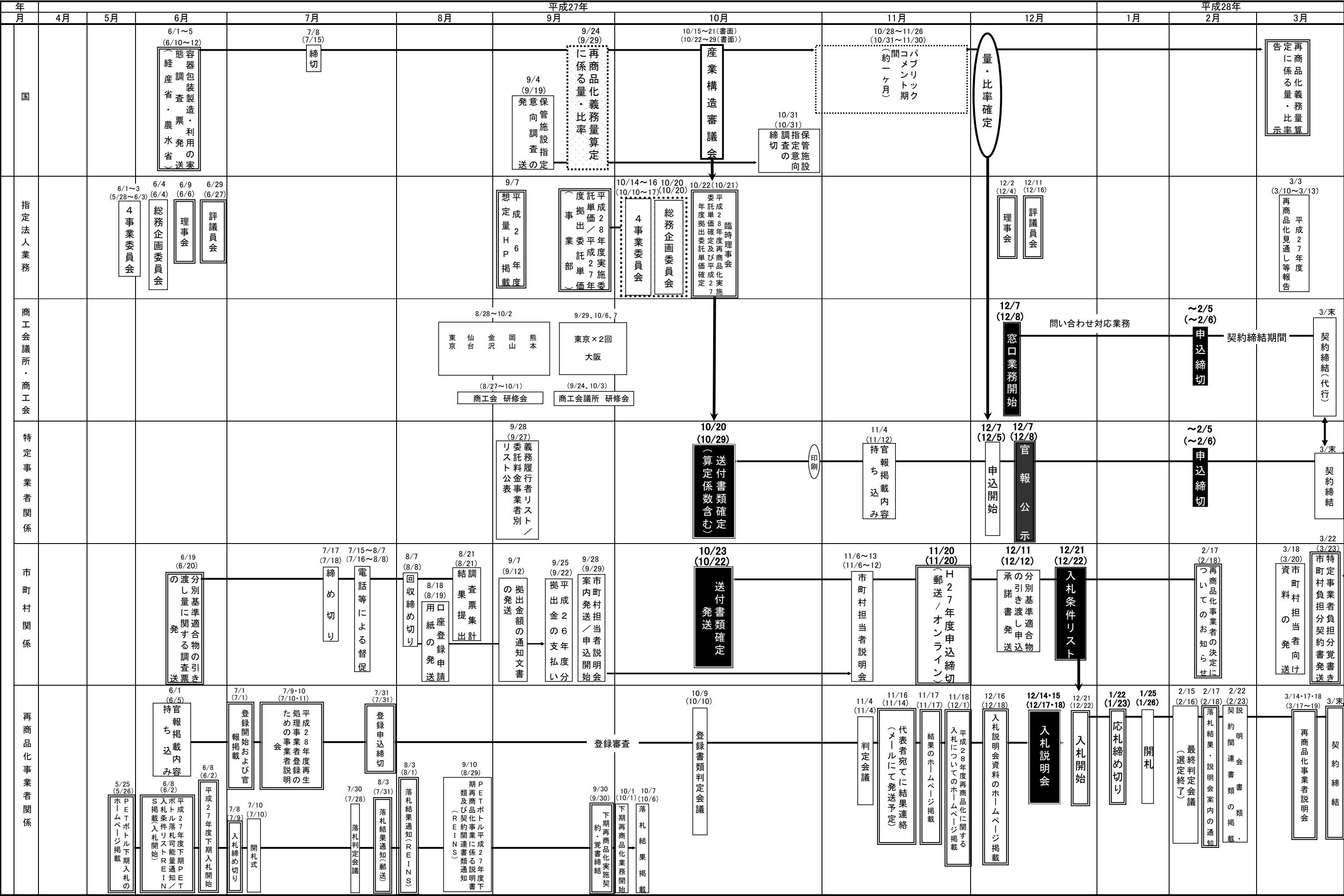
年度 （利用事業者数）	製紙原料		製紙原料以外の材料 （家畜用敷料）		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
27年度(14社)	20,751	93.6	154	0.7	1,256	5.7	22,161	100.0
26年度(14社)	21,207	92.9	172	0.8	1,451	6.4	22,830	100.0

（4）プラスチック製容器包装

年度 (利用事業者数)	プラスチック①												白色トレイ②		計 ①+②	
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計					
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
27年度(179社)	166,518	37.6	0	0.0	28,989	6.5	192,146	43.4	54,995	12.4	442,649	99.9	397	0.1	443,046	100.0
26年度(194社)	168,822	38.5	0	0.0	25,320	5.8	193,160	44.1	50,727	11.6	438,029	99.9	470	0.1	438,499	100.0

（※）上記表「②契約量、引取実績量、引取達成率」、「③再商品化製品利用状況」において、内訳と合計値がトン以下の端数処理をしている関係から一致しない場合があります。

平成28年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成27年度)



注）（ ）内は、昨年度のスケジュール